第十六条　他の機関との協力

この協定に基づき共同して行動する締約国は、他の国際的な漁業機関及び関連する組織（特に、南西インド洋漁業委員会及び区域に隣接する公海の水域について権限を有する他の地域的な漁業管理のための機関）と共通の関心事項について緊密に協力する。

第十七条　非締約国

1　締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる船舶が締約国会議が採択する保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定、千九百九十五年協定及び国際法に適合する措置をとる。

2　締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる漁船であって、区域において漁獲操業に従事するものの活動に関する情報を交換する。

3　締約国は、この協定の非締約国の国民又は当該非締約国の旗を掲げる船舶によって行われた活動が、締約国会議が採択する保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なうと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

4　締約国は、締約国会議が採択する保存管理措置を区域における全ての漁獲活動に適用することを確保するため、区域において漁獲を行う船舶を有するこの協定の非締約国に対して、当該保存管理措置の実施について十分に協力するよう単独又は共同で要請する。協力的な非締約国は、関連する漁業資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録に応じて、漁業への参加による利益を享受する。

第十八条　信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定に従って負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定によって認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十九条　他の条約との関係

この協定のいかなる規定も、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十条　解釈及び紛争の解決

1　締約国は、紛争を友好的な方法によって解決するため、最善の努力を払う。当該紛争は、いずれかの締約国の要請により、千九百八十二年条約第十五部第二節に規定する紛争解決の手続（当該紛争が一又は二以上のストラドリング魚類資源に関するものである場合には、千九百九十五年協定第八部に規定する手続）に従って、拘束力を有する決定に付することができる。千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定の関連部分は、紛争当事者がこれらの条約又は協定の締約国であるか否かを問わず、適用する。

2　この協定に定める条件に拘束される旨の約束を表明した漁業主体が関係する紛争を友好的な方法によって解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

第二十一条　改正

1　締約国は、締約国会議の通常会合の少なくとも六十日前に改正案を寄託者に提出することにより、この協定の改正を提案することができる。寄託者は、当該改正案の写しを他の全ての締約国に速やかに送付する。

2　この協定の改正は、全ての締約国がコンセンサス方式によって採択する。

3　この協定の改正は、改正が承認された時の全ての締約国が当該改正についての批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日で効力を生ずる。

第二十二条　署名、批准、受諾及び承認

1　この協定は、二千六年七月七日から十二箇月の間、次のものによる署名のために開放しておく。

(a)　南インド洋漁業協定に関する政府間協議に参加する国及び地域的な経済統合のための機関

(b)　区域に隣接する水域に対する管轄権を有する他の国

2　この協定は、署名国によって、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3　批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十三条　加入

1　この協定は、署名のための期間の終了後は、前条1に規定する国又は地域的な経済統合のための機関及び漁業資源に関する漁獲活動に関心を有する国又は地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2　加入書は、寄託者に寄託する。

第二十四条　効力発生

1　この協定は、四番目の批准書、受諾書又は承認書を寄託者が受領した日から九十日で効力を生ずる。ただし、寄託者が受領した四の文書には、区域に接する二以上の沿岸国が寄託した文書を含む。

2　この協定は、その効力発生の後にこれを批准し、受諾し、又は承認する署名国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3　この協定は、その効力発生の後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

第二十五条　寄託者

1　この協定及びその改正の寄託者は、国際連合食糧農業機関事務局長とする。寄託者は、この協定の認証謄本を全ての署名国に送付し、及び国際連合憲章第百二条の規定に従って、この協定を国際連合事務総長に登録する。

2　寄託者は、この協定の全ての署名国及び締約国に対し、第二十二条及び第二十三条の規定に基づく署名及び批准書、加入書、受諾書又は承認書の寄託並びに前条の規定に基づくこの協定の効力発生の日を通報する。

第二十六条　脱退

締約国は、自国についてこの協定が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことによりこの協定から脱退することができる。寄託者は、直ちに、全ての締約国に対してその脱退を通報する。脱退の通告は、寄託者がこれを受領した日から九十日で効力を生ずる。

第二十七条　終了

この協定は、脱退の結果として締約国の数が三未満となる場合には、その時に自動的に終了する。

第二十八条　留保

1　この協定の批准、受諾又は承認については、留保を付することができる。留保は、この協定の全ての締約国による全会一致の受諾が得られた場合においてのみ効力を生ずる。寄託者は、直ちに、全ての締約国に対していかなる留保についても通報する。その通報の日から三箇月以内に回答を行わなかった締約国は、当該留保を受諾したものとみなす。当該留保を付した国又は地域的な経済統合のための機関は、全ての締約国による当該留保の受諾が得られない場合には、この協定の締約国となることができない。

2　1の規定は、国が主権又は領土及び海洋に対する管轄権を行使する権利を主張する領土及び周囲の海域によって取得する締約国としての地位に関し、当該国又は当該国を代表する地域的な経済統合のための機関が留保を付することを妨げるものではない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年七月七日にローマで、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

外務大臣　岸田　文雄

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三